

東京都北区地域づくり応援団事業助成要綱

19 北 地 地 第 1081 号

平成19年4月27日区長決裁

(目的)

第1条 非営利で自主的、自発的に行われる公共的活動を行う団体(以下「助成対象団体」という。)が主体的に行う北区のまちづくりのための事業(以下「助成対象事業」という。)に対して必要な経費を助成することにより、広く助成対象団体を支援し、北区のまちづくりの新しい担い手を広げることを目的とする。

(助成対象団体の要件)

第2条 助成対象となる団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 北区内に主たる事務所があること。又は北区での活動実績があること。
- (2) 3人以上で構成されていること。
- (3) 団体の運営に関する規則などが整っていること。
- (4) 区民を対象にした公共の利益を目的とする活動を行う団体であること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団又はその構成員の統制下でないこと。

(助成対象事業の要件)

第3条 助成対象となる事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 北区の地域づくりを目的とした事業であること。
- (2) NPO又はボランティア団体が主体となって実施する事業であること。
- (3) 区民福祉の向上に寄与する事業であること。
- (4) 同一事業について、他の制度による助成を受けていないこと。

(助成金額等)

第4条 助成金額は、助成対象経費として区が認定した額とし、かつ上限50万円までとする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

2 前項の助成金額の総額は、予算に定める額の範囲とする。

3 助成対象経費は事業の実施に必要な経費で別表1に定める経費を対象とする。ただし、次に掲げる経費は助成対象としない。

- (1) 団体運営のための継続的経費
- (2) 助成金交付決定時に既に完了している事業の経費

4 同一団体についての助成期間は、3年を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 本要綱に基づく助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、北区地域づくり応援団事業助成金交付申請書(別記第1号様式)に別表2に定める書類を添えて区長に申請しなければならない。

(助成金の交付審査及び交付決定)

第6条 北区協働地域づくり推進事業選定委員会(平成19年3月23日区長決裁第591号。以下「委員会」という。)は、助成対象事業の選定基準を策定するとともに、当該選定基準に基づき助成金の交付内容を審査し、区長に答申する。

- 2 区長は、委員会の答申を参考に助成金の交付内容を決定する。
- 3 区長は、前項の規定による決定に際し、助成金の交付目的を達成するために必要な条件を付することができる。
- 4 区長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、北区地域づくり応援団事業助成金交付決定通知書(別記第2号様式。以下「助成金交付決定通知書」という。)により申請者に通知する。
- 5 区長は、助成金を交付しないことを決定したときは、北区地域づくり応援団事業助成金非交付決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第7条 助成金交付決定通知書を受領した者(以下「助成団体」という。)は、当該通知に係る助成金交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、区長の定める期日までに、第5条の規定に基づく助成金の交付申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定等の公表)

第8条 区長は、助成金の交付決定が確定したときは、助成金の交付対象となった事業(以下「助成事業」という。)及び助成団体名並びに助成金額を公表するものとする。

(助成金の支払)

第9条 助成団体は、助成金交付決定通知書を受領した日から30日以内に北区地域づくり応援団事業助成金交付請求書(別記第4号様式。以下「助成金交付請求書」という。)を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、助成金交付請求書を受領した日から30日以内に助成金を支払うものとする。

(事業の変更の承認)

第10条 助成団体は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ北区地域づくり応援団事業変更・廃止申請書(別記第5号様式)を区長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業を廃止しようとするとき。

2 区長は前項の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、北区地域づくり応援団事業変更・廃止承認書(別記第6号様式)により助成団体に通知する。

(報告)

第11条 助成団体は、助成事業の完了から30日以内に北区地域づくり応援団事業完了届(別記第7号様式。以下「事業完了届」という。)を区長に提出するものとする。

(助成金の確定と清算)

第12条 区長は、事業完了届に基づき交付すべき助成金額を確定し、北区地域づくり応援団事業助成金交付確定通知書(別記第8号様式)により交付すべき助成金額を助成団体に通知する。

- 2 前項の交付すべき助成金額が第4条の規定により交付された助成金額より少ないときは、助成団体はその差額分を区に返還しなければならない。
- 3 第10条第2項により助成事業の廃止が承認されたときは、助成団体は前項の規定に準じて清算する。

(助成事業の評価及び公表)

第13条 区長は、助成事業の完了後にその事業評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 区長は、前項に規定する評価に先立ち、委員会の意見を聴くものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第14条 区長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当した場合は助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段による助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 当該助成事業について、他の助成金制度と重複して助成金の交付を受けたとき。
- (4) 助成金の交付決定の内容と助成事業の内容が著しく異なるとき。
- (5) その他、法令に違反したとき。

2 区長は、前項により交付決定を取り消したときは、理由を付してその内容を助成団体に北区地域づくり応援団事業補助金交付取消通知書(別記第9号様式)により通知する。

(助成金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部を助成団体から返還させることができる。

(違約金加算及び延滞金)

第16条 助成団体は、前条の規定により、助成金の返還を命じられた場合は、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合、その後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した違約金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 助成金の返還を命ぜられた助成団体が、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(調査等)

第17条 区長は、助成団体に対して、助成金の用途に関する必要な調査を行い、又は、資料の提出を求めることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年4月27日区長決裁19北地地第1081号)

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則(平成21年2月2日区長決裁20北地地第2404号)

この要綱は、平成21年2月2日から施行する。

付 則(平成22年1月18日区長決裁21北地地第 2473 号)
この要綱は、平成22年1月18日から施行する。

付 則(平成22年12月22日副区長決裁22北地地第 2530 号)
この要綱は、平成22年12月22日から施行する。

付 則(平成23年11月17日区長決裁23北地地第 2241 号)
この要綱は、平成23年11月17日から施行する。

付 則(平成24年12月17日副区長決裁 24 北地地第 2346 号)
この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

別表1(要綱第4条関係)

助成対象項目	説明	具体例
報償費	謝礼	1 事業の一環として実施される講演会、指導者等への講師謝礼 (ただし、団体構成員のみを対象とした講座、講演会や団体構成員が講師となる講座、講演会の講師謝礼は対象となりません。) 2 事業の推進に必要とされる事業協力団体への謝礼
旅費	交通費	1 事業推進に必要な講師、指導者との事前打合せのための交通費 2 事業参加のための関係者の交通費
需用費	材料費	事業実施のために必要な材料代、用紙代、文具代等の消耗品費
	宣伝費	事業 PR のためのチラシ又はパンフレット類の印刷代
役務費	通信 運搬費 保険料	1 事業実施のために必要な通信費や物品等の運搬費 2 事業実施のためのイベントなどの行事保険料
使用料及び賃借料	リース代	事業の実施に直接必要とされる機材の賃借料(事務所運営のための継続的経費は対象となりません。)
人件費	人件費	イベント実施のための臨時的雇用(アルバイト雇い上げ)の経費 (ただし、団体構成員への支払いは対象となりません。)
委託料	委託料	会場設営、デザイン等の委託料
備品購入費	備品購入費	1 品 3 万円以上の物品の購入費 ただし、助成金額が 20 万円までの場合は対象経費の 4 分の 1 (5 万円上限)、助成金額が 50 万円までの場合は対象経費の 5 分の 1 (10 万円上限) を限度とします。

別表2(要綱第5条関係)

項目	必要書類の内容
申請事業に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 団体概要(第1号様式別紙1) ② 事業実施計画書(第1号様式別紙2) ③ 事業収支予算書(第1号様式別紙3)
申請団体に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 団体構成員名簿(氏名、住所及び役職が記載されているもの) ② 規則に関する書類(定款、規約、会則等団体の運営方法が明文化されているもの) ③ 活動内容に関する書類(チラシ、パンフレット等) ④ 事業申請の承認に関する理事会等の記録